慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	讒謗律を巡ぐる二つの大審院判例 : 明治法制史料拾遺(4)
Sub Title	Two cases on defamation act in the court of cassation
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.11 (1969. 11) ,p.74- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19691115-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

讒謗律を巡ぐる二つの大審院判例

明治法制史料拾遺（4）

手塚　豊

ここに紹介する資料は、明治初年、自由民権運動家の演説による名誉毀損事件に対する二つの大審院判例である。その一つは、角田真平に対する明治十三年八月九日の大判、他の一つは、前島豊太郎に対する明治十五年三月十七日の大判である。前者は、演説による讒毀には讒謗律を適用すべからずとしたもの、後者は、それと全く反対にそうした事実にも讒謗律を適用すべしとしたものである。わずかの間に、大審院の態度になぜこのような変化が生じたか、そしてまた、そうした二つの相反する判旨は、当時の法律制度のわく内においてどのように評価すべきか、本稿で、私は、この二つの判例を判決謄本によつて覆刻すると共に、そうした問題点を検討してみたいと思う。

周知のごとく讒謗律は、明治八年六月、新聞紙条例と相並んで制定せられたもので、当時ようやく高揚しはじめた自由民権論者の出版物による活動を抑圧せんとした弾圧立法であつた。(1) その内容は次の通りである。

讒謗律　明治八年六月二十八日・太政官布告第百十号

第一条　凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ栄誉ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者ヲ誹謗トス著作文書若クハ畫図肖像ヲ用ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スル者ハ下ノ条別ニ従テ罪ヲ科ス

第二条　第一条ノ所為ヲ以テ乗輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下二罰併セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ

第三条　皇族ヲ犯スニ渉ル者禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下

第四条　官吏ノ職務ニ関シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十円以上五百円以下誹謗スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金

五円以上三百円以下

第五条　華士族平民ニ対スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一年半以下罰金五円以上三百円以下誹謗スル者ハ罰金三円以上百円以下

第六条　法ニ依リ検官若クハ法官ニ向テ罪犯ヲ告発シ若クハ証スル者ハ第一条ノ例ニアラス其故造誣告シタル者ハ誣告律ニ依ル

第七条　若シ讒毀ヲ受ルノ事刑法ニ触ルヽ者検官ヨリ其事ヲ糾治スルカ若クハ讒毀スル者ヨリ検官若クハ法官ニ告発シタル時ハ讒毀ノ罪ヲ治ムルコトヲ中止シ以テ事案ノ決ヲ俟チ其被告人罪ニ坐スル時ハ讒毀ノ罪ヲ論セス

若シ事刑法ニ触レスシテ単ヘニ人ノ栄誉ヲ害スル者ハ讒毀スルノ後官ニ告発スルト雖トモ尚ホ讒毀ノ罪ヲ治ム

第八条　凡ソ讒毀誹謗ノ第四条第五条ニ係ル者ハ被害ノ官民自ラ告クルヲ待テ乃チ論ス

この法律は、左院の廃止後（八年四月十四日・太政官布告第五九号）、元老院の開設直前（開院式は同年七月五日）という立法機関の空白期間に制定されたもので、その立法過程は明らかでない。[3] その内容の分析も、これまでほとんど行われていなかったが、最近、奥平康弘氏によって詳しい考証がなされ同氏は、フランス法の影響を指摘しておられる。[4]

この法律にいう讒毀とは「事実ノ有無ヲ論セス人ノ栄誉ヲ害スヘキ行事ヲ摘発公布スル」ことで、正に現行刑法第二三〇条の名誉毀損罪に対応する。また、誹謗は「人ノ行事ヲ挙クルに非スシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル」ことで、これは現行刑法第二三一条の侮辱罪に対応する。[5] しかし、いずれの場合も「著作文書若クハ畫図肖像ヲ用ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示シテ」犯すことに限定されており、その点で現行法とはちがつている。

当時、自由民権論者の活動は、もつぱら新聞、雑誌その他の出版物を舞台として行われ、政談演説はまだ一般に普及していなかつた。[6] 讒謗律が出版犯罪のみを対象にしたのは、それがためである。したがつて、その後、演説が全国的に一般化し、演説による讒毀、誹謗が行われた場合にも、讒謗律を正確に理解する限りはこれに適用できなかつたのである。

角田真平の事件は、明治十三年三月一日、沼津出身の代言人であつた角田が、その郷里の丸子神社で聴衆をあつめ、「地方ノ概況」と題する演説を行い、その中で沼津区裁判所の勧解を攻撃したことが、臨検の警察官によつて告発され、同年五月二十四日、静岡裁判所は讒謗律第一条並びに第四条違反として罰金拾円を宣告した事案である。[8] これに対し検事代行の二等警部鈴樹忠告[9]は、「讒謗律」には「演説者ヲ問フノ明文ナキニ依リ讒謗律ヲ以テ処分スヘキモノニアラス又現行法律中適当ノ正条アルヲ見ス依テ雑犯律不応為条ニ問」うべきものとして「抑人身ニ於テ最モ重ンスヘキ刑罰ヲ以テ如此明文ナキ法律ニ擬シ輙ク之ヲ断決セラルヽニ至ツテハ人民ノ不幸亦少シト云フ可カラス」との立場から、五月二十四日、大審院へ上告した。[11] 彼告からの上告理由ならば当然であろうが、検事側がこのよう

な理由で上告したことは、当時として相当の英断であつたとみるべきであろう。

大審院は、この上告をうけ入れ、八月九日、静岡裁判所の裁判を「平翻」し、改めて「雑犯律不応為条ニ依リ不応為重ニ問ヒ懲役七十日贖ヲ聽」して「贖罪金五円弐拾五銭」[12]の判決を言渡した。その理由は「裁判官吏ノ職務ニ関シ誹謗讒毀ノ演説ヲ為シタルハ讒謗律ニ依テ処断スヘキモノニ非ス何トナレハ演舌ヲ以テ人ノ栄誉ヲ害シ又ハ官吏ノ職務ニ関シ讒毀スル者ヲ罰スル明文ナキヲ以テナリ」というのである。讒謗律の条文をまともに理解する限り、この大審院の判旨は当然であつたといわねばならない。

これに先立つ明治十一年六月五日、京都裁判所は、演説で地方長官を讒謗した楫東正彦（元愛知日報記者）に不応為重きに依り懲役三十日の判決を行つた。宮武外骨氏は、この事件が「演説のために罰せられた皮切り」であり「弁舌取締としては未だ何等の制法が無かつたので、不応為律に擬した苦心の程は察するに足りる」と述べておられる[13]。その後、明治十四年末まで、すなわち明治十五年刑法施行前までの三年半の間に、演説による讒毀、誹謗に、不応為の規定を適用した例は、全国の裁判所で相当数あつたものと推察される[14]。

もちろん、同趣旨の大審院判例もある[15]。しかし、演説による讒謗に、讒謗律を適用することを積極的に否定した大審院判例は、それほど多くはない。私の知る限りでは、角田に対する前述の判決[16]と、その前後にもう一件ずつあるにすぎない[17][18]。この中、とくに角田に対する判決を覆刻、紹介する所以は、それが後ちに述べる前島豊太郎の事件において、再審の一根拠にされているからである。

次に、前島豊太郎の事件は、明治十四年十月八日、当時、静岡において東海暁鐘新報を発行、自由民権運動家として知られた前島が、静岡小川座において「事物変遷論」と題して演説、その中で「乗輿ヲ讒毀スル」言葉があつたとして、臨検の警察官に告発され、同年十二月二十三日、静岡裁判所は讒謗律第二条違反として禁獄三年罰金九百円を宣告した事案である[19]〜[20]。これに対して前島は、同月二十六日に上告して明細書を提出、つづいて翌十五年二月十六日、上告増補明細書を追加提出した。両明細書にあらわれた主なる上告理由は、第一に乗輿を讒毀したという事実はなく、それは警察官の捏造である。仮に警察官のいうごとく、神武天皇を讒毀したとしても、それは乗輿の讒毀にはならない。乗輿は現代の天皇を指し、歴代天皇はふくまないからである。第二に讒謗律には演説を罰する明文を欠くから、それには適用されない。この二点である。

翌十五年三月十七日、大審院は、前島の上告を却下した。本稿に、覆刻、紹介する大判がそれである[21]。判旨は、第一の上告理由に対しては、相当官吏の証言書は、反対の確証がなければ覆せない。皇祖は乗輿にふくまれないというのは、法律解釈の誤りである。第二の上告理由に対しては、ただ「法律ノ見解ヲ誤ルモノ」とし、それ以上の説明はなんら述べていない。要するに、この判決は、演説による讒毀に讒謗律を適用することを当然としているのであり、前に述べた角田に対する判決とは、正に逆の立場を採つている。注目すべき問題点はここにある。

上告を却下された前島は、同年四月十八日、「自獄中上大審院長玉乃判事再審書」を提出し、つづいて五月十八日、「上大審院長玉乃判事求再審第二書」を追加し、大審院の再審を求めた。[22] これら再審請求書は、いずれも長文で漢文態のものである。[23] 前者は、角田に対する前掲大審院判決を例にあげて、演説に讒謗律を適用することの不可を論じたもの、後者は、乗輿の中に歴代天皇はふくまない趣旨を論じたものである。

この再審請求に対し、大審院は、十五年九月十九日、請求棄却の判決を行つた。[24][25][26] 次の通りである。

宣告

静岡県平民
静岡監獄署禁獄人　前島　豊太郎

右豊太郎カ再審ノ訴ニ対シ再任(専か)判事ノ報告書本院検事長ノ意見書ニ由リ判決スル左ノ如シ

前島豊太郎ニ於テハ明治十四年十二月二十三日静岡裁判所ニ於テ讒謗律第二条ヲ犯シタルモノトシ禁獄三年罰金九百円ノ処断ヲ言渡サレタルヲ不当トシ明治十四年十二月二十六日本院ヘ上告スルト雖其理由無キ旨ヲ以テ上告状却下セラレタリ然ルニ其後他ノ裁判例ヲ援証シ再審ノ訴ヲ為スト雖其陳弁スル処之ヲ要スルニ本院ノ判決ニ対シ不服ヲ鳴ラスニ過キスシテ治罪法第四百三十九条ニ例載シアル各項中何レノ場合ニモ適当セサルモノナレハ再審ノ原由アラサルニ依リ之ヲ棄却スル者也

明治十五年九月十九日

裁判長　判事　中島　錫胤
専任　判事　兵頭　正懿
判事　山根　秀介
判事　土師　経典
判事　昌谷　千里
判事　木村　重淵

再審第二書提出直前の五月十六日、前島の長男格太郎は、大審院へ哀訴した。[27] その理由は、前島自身の上告、再審請求の場合と同様に、角田に対する判決を例に引き、演説に対して讒謗律を適用する不当を指摘したものであつた。

この哀訴に対し、大審院は、翌十六年一月二十六日、棄却の判決を行つた。[28] 次の通りである。

宣告書

静岡県有渡郡静岡両替町
平民　豊太郎長男　前島　格太郎

右格太郎父前島豊太郎カ静岡裁判所ノ裁判ヲ不当ナリトシテ上告ヲ為シ明治十五年三月十七日本院ニ於テ判決相成タル処其判決ニ対シ明治十五年五月十六日ヲ以テ哀訴ヲナシタリ因テ本院検事池

上三郎ノ意見ヲ聞キ判決スル左ノ如シ

治罪法第四百三十六条　左ノ場合ニ於テハ大審院ノ裁判言渡ニ対シ検事長其他訴訟関係人ヨリ其院ニ哀訴スル事ヲ得トプリテ其哀訴ヲ為スノ権ヲ有スル者ハ検事長及ヒ訴訟関係人ニ限ルモノナレハ前島格太郎ハ伊父豊（ママ）太郎カ訴訟事件ノ関係人ニアラサルヲ以テ哀訴ヲ為スノ権ハ之レナキモノトス該訴ハ棄却スル者也

大審院ニ於テ検事池上三郎立会宣告ス

明治十六年一月二十六日

裁判長　判事　岡内　重俊
専任　判事　土師　経典
判事　大塚　正男
判事　兵頭　正懿
判事　小村寿太郎
書記　香田　能与

前島父子は、大審院の上告却下後、当時施行されたばかりの治罪法の規定をいろいろに活用して、大審院の見解に抵抗を試みたものといえよう。

しかし、この再審並びに哀訴についてだけみれば、前島父子の申立は、治罪法の規定に照して明らかに適切ではない。なぜならば、前島の再審申立理由は、前述のごとく讒謗律を演説に適用することを不可とし、また「乗輿」に歴代天皇はふくまないというのであるが、これはいずれも法律の適用もしくは解釈の問題であつて、上告の理由にはなり得ても、治罪法第四三九条に列挙されている再審の条件には該当せず、[29]さらに哀訴は同法第四三六条に明示するごとく「検事長其他訴訟関係人」から請求するものであつて、[30]「訴訟関係人」[31]の中に被告の子がふくまれないことは自明の理だからである。したがつて大審院が、再審並びに哀訴の申立を棄却したことは、寔に当然であつたといわねばならない。前島の事件についての問題点は、そうした上告判決以後の大審院の判断にあるのではなく、前にも一言したごとく、上告審の判決そのものにある。

従来は、演説に対する讒謗律の適用を拒否していた大審院が、前島の事件について、なぜそれまでの立場を変更したのか。その理由を、私は次のように推察したい。

前島の事件は、それまで不応為の規定を適用した讒謗事件とは、その讒毀の対象が異なる。すなわち、前島自身はそれを否認するが、裁判所の見解では前例のない「乗輿」に対する讒謗事件であつた。演説による讒毀、誹謗に不応為の条を適用する前例によると、最高刑を採用しても、わずか懲役七十日にすぎない。当時すでに公布されており（十三年七月十七日・太政官布告第三六号）、前島の事件の後ちわずか三ヵ月後に施行を予定されていた旧刑法（十四年七月八日・太政官布告第三六号により十五年一月一日より施行が決定）によると、「天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者」は「三月以上五年以下ノ重禁錮」「二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加」（第一一七条）される筈である。[32]事件の発生がわずか三ヵ月早かつたがために（大審院判決がでたのは、すでに旧刑法施行後である）、同じ不敬行

為が懲役七十日にとどまることについて、大審院は刑の不均衡を痛切に感じたにちがいない。そうした配慮が、まず大審院を支配したものと思われる。

当時は、罪刑法定主義の原則は採られていないから、成文法に準拠せず、事案を国事犯として処理する方法がなかつたわけではない。そうすれば、量刑も自由の筈である。新聞記事に対しては、それを国事犯として処罰した前例がある。次の矢野駿男の事件である。[33]

裁判申渡書

東京第一大区八小区鎗屋町七番地

采風新聞旧編輯長　熊本県士族

当今禁獄人　矢野　駿男

其方儀明治九年二月十五日采風新聞第五十七号社説末項ニ政府ニシテ若シ控御ヲ誤リ全国ノ兄弟ヲ困難セシムル者アリテ百歳ノ後ニ出ルトキハ吾輩孟軻ノ語ヲ挙テ決スル所アラントスルヲ想像スルナリ何ゾヤ社稷危キトキハ君ヲ易ヘ措ク君スラ猶然リ何ゾ況ヤ政府ヲヤノ文ヲ掲載セシ科国事犯ニ係ルヲ以テ禁獄一年半可申付ノ処明治九年二月二十九日東京裁判所ニ於テ禁獄十ケ月罰金百円ノ処断ヲ受ルニ付（中略）已ニ経過スル日数ヲ扣除シ禁獄一年二ケ月二十四日申付ル者也

明治九年十二月十四日　　大審院

この事件に先きだち、矢野は、采風新聞第四六号第五五号の記事のため、明治九年二月二十九日、東京裁判所で讒謗律第四条違反に問われ禁獄十ヵ月罰金百円の宣告をうけ、三月五日に上告、八月二十八日、大審院で上告棄却になつて刑が確定、[34]入獄中であつた。入獄後、さらに同新聞第五七号の記事が問題にされたのである。「社稷危キトキハ君ヲ易ヘ措ク君スラ猶然リ何ゾ況ヤ政府ヲヤ」の文が、政府顚覆の主張と認定され、成文法外の国事犯として処刑されたわけである。当時の大審院章程（八年五月二十四日太政官布告第九十一号）によると、「国事犯ノ重大ナル者」は、同院の特別権限事項であり（第六条）、その裁判は一審にして終審であつた。[35]

この前例によれば、前島の神武天皇讒毀事件も、それを国事犯として処理することは、かならずしも不可能ではなかつたと思われる。

しかし、成文法の規定によらずして犯罪を処理することを回避する動き、いいかえると罪刑法定主義への願望は、すでに早く明治八年の大審院開設直後からその兆候があり、具体的には新律綱領の断罪無正条[36]および不応為の規定を廃止するの議である。[37]翌九年八月には、元老院において「不応為律例ヲ廃スルノ件」が意見書として議決され、政府へ上申された。[38]そうした企図は、明治十五年旧刑法の施行まで遂に実現をみなかつたが、大審院においても、底流としては存在したにちがいない。とくに、前島の裁判が行われたのは、罪刑法定主義を明示した旧刑法[39]の施行直後である。その時期に、たと

え法律的には可能であつても、成文法によらずして事件を処理することには、大審院はつよいためらいを感じたかも知れない。

さらにまた、国事犯に擬するとしても、歴代天皇の讒毀という前例をみない事例であつたため、いまさら新例をひらくことにも困難があつたのかも知れない。(40)

不応為の条の適用も当を得ず、また国事犯として処理することもできないとすれば、残る手段は、讒謗律の強引な適用のみである。それがためには、従来の判例を変更することも止むをえないと、大審院は判断したのであろう。演説に讒謗律を適用できないという前島の上告趣旨に対し、大審院がその判決の「弁明」で、なんの説明もせず、ただ「法律ノ見解ヲ誤ルモノ」とだけ述べているのは、それについての十分な説明ができないため、問答無用の形で無理な適用を強引におし通す企図であつたとしか考えられない。(41)

元来、讒謗律に演説が除外されていることは、立法上の不備である。その制定当時は前述のごとく演説が普及しなかつた時代であつたから止むを得ないにしても、その後の状況の変化に応じて、当然増補さるべきであつた。政府もこの点に注目し、十三年一月、讒謗律の一部改正案を元老院へ下附した。改正案は、同律第一条の後段「著作文書若クハ畫図肖像ヲ用ヒ展観シ若クハ発売シ若クハ貼示シ」の次に「又は公衆ノ前ニ於テ演劇若クハ演説シ其他ノ方法ヲ以テ」の文字を増補せんとするものであつた。すなわち、出版、演説のみならず一切の方法による讒毀、誹謗を取締の対象にしたのである。(42)この改正案が成立しておれば、演説に対する讒謗律の適用は順当に行われ、前島の裁判にみられるような無理な措置は避けられた筈である。ところが、前述の改正案は、元老院の第二読会が終わり修正委員に附託された段階の三月三十一日、なぜか政府から議案の返還が求められ、それがため改正は結局中止されるに至つた。(43)この改正の中止が、後々まで讒謗律の運用にかなりの影響をあたえたものといえる。

以上に述べたごとく、前島の讒謗事件に対する大審院の判決は、寔に無理な法律操作であつた。(44)出版物以外には讒謗律を適用しないという正しい見解を堅持してきた大審院が、最後の段階において、(45)それをゆがめたことは惜しまれるが、そのことは、明治十五年当時、「法による裁判」がまだ未熟の状態であつたことを示すと同時に、自由民権運動に対する政府のつよい姿勢が、裁判を通じて露骨にあらわれたと考えることもできよう。

なお、前島の事件につづいて起きた荒川高俊の乗輿讒毀事件も、前島の場合と同じ経過を辿り、讒謗律違反に問われたことを附記しておく。(46)

（1）　例えば小早川欣吾「明治法制史論」公法之部・下巻（昭和十五年）・七七七頁、石井良助「明治文化史・法制篇」（昭和二十九年）・二〇一頁、鈴木安蔵「法律史」・日本現代史大系（昭和三十五年）・九三頁、西田長寿「言論弾圧のあとをたずねて」・向坂逸郎編「嵐の中の百年」（昭和二十七年）・一八七頁、平野義太郎「明治刑法発達史――明治維新より現行刑法（明治四一年）の成立にいたるまで――」・「明治権力の法的構造」（明治史研究叢書第二期第一巻・昭

和三十四年）・一七九頁以下参照。

（2）明治八年四月十四日の詔書で元老院の設置が確定し、同月二十五日、元老院の職制（太政官布告第六七号）も制定されたが、開院式はかなり遅れて七月五日であった。新設早々の同院と内閣との間に、権限争いを生じたためである（尾佐竹猛「元老院の性格」・「明治文化の新研究」・昭和十九年・一二〇頁以下参照）。讒謗律は、開院式直前の制定で、元老院の議には付されていない。このことは、同年八月十六日・東京日日新聞に末松謙澄が書いた記事の中で「讒謗律新聞条例ハ元老院開院式ノ前ニ在ルヲ以テ、元老院ノ議決ニ付セザルハ其筈ナリ」と指摘されている。因みに、元老院と内閣との紛糾は、開院式の後もなおつづき、元老院が実際にその議事をはじめたのは、翌九年一月からであった。

（3）この法律の立案者は、尾崎三良と井上毅であると伝えられている（小早川・前掲書・七七七頁、西田・前掲論文・一九〇頁）。当時、尾崎は正院五等出仕兼内務省五等出仕（「顕要職務補任録」下巻・二三一頁）、井上は正院六等出仕であった（「百官履歴」上巻・三〇一頁）。なお、井上の旧蔵書を収める「梧陰文庫」（国学院大学図書館蔵）の中に「讒謗律改正案」と題する法律案がある。これは、活字本の讒謗律にペン書きで削除修正を加えたもので、次の通りである（ゴチはペン書きの増補分、傍線の個所は抹消を示す）。

第一条　（修正増補なし――手塚註）

第二条　第一条ノ所為ヲ以テ乗輿ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下二罰併セ科シ或ハ偏ヘニ一罰ヲ科ス以下之ニ倣ヘ其新聞紙若クハ時々ニ刷出スル雑誌雑報ニ係ルハ仍ホ発行ヲ禁止若クハ停止ス

第三条　皇族ヲ犯スニ渉ル者ハ禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下

第四条　官署若クハ官吏ノ職務ニ関シ讒毀スル者ハ禁獄十日以上二年以下罰金十円以上五百円以下誹謗スル者ハ禁獄五日以上一年以下罰金五円以上三百円以下

第五条　華士族平民ニ対スルヲ論セス讒毀スル者ハ禁獄七日以上一年半罰金五円以上三百円以下誹謗スル者ハ罰金三円以上百円以下

第六条　（修正増補なし――手塚註）

第七条　（同前）

第八条　（同前）

第九条　第五条ニ係ル被害ノ人民専ラ要償シテ而シテ刑法ニ告ケサル者ハ亦専ラ民法ヲ以テ処断ス

第十条　弁白若クハ改正ノ求メヲ得テ三日内ニ改正刷出スル者ハ罪ヲ治ムルコト軽ニ従ヒ或ハ全ク免スルコトヲ得

この草案の成稿年月日は明記されていない。そしてまた、井上の単なる私案であったのか、それとも、正院法制局（八年七月設）、太政官法制部（十三年三月設）あるいは参事院（十四年十月設）において、井上も関与して作られた公式の草案であったのか、その点もわからないが、讒謗律の各条項から第二条を除き自由刑をすべて削除し、財産刑のみにすることを主たる目的とした改正案が、当時、存在したことは、注目すべきであろう。

（4）奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説（4）」法律時報昭和四十二年七月号・七一頁以下。同氏は、讒謗律にフランス法の影響があることから、その立案者は、尾崎、井上（註3・参照）以外に、司法省御雇外人ボアソナード、正院権大内史箕作麟祥も関与したものと推測されている（前掲論文・六六頁）。

（5）その後の大審院判例の動向をみるに、学校名を明示せず、暗に

校名がわかるように表示して教員を讒毀した場合（十一年八月二十八日大判、「大審刑事判決録・明治十一年七月乃至九月」・五二八頁以下）、同訓の字を用いて暗に諷刺して讒毀した場合（十三年十月二十五日大判、前掲判決録・十三年十月下巻・二五九頁以下）、姓名を明記せず陰語を以て誹謗した場合（十三年十一月十八日大判、前掲判決録・十三年十一月下巻・一二四頁以下）、巡査の氏名は明示せずとも自然にわかるように表示して讒毀した場合（十四年一月十五日大判、前掲判決録・十四年一月・一二六頁以下）などに、いずれも讒謗律を適用しているから、相手方は明示せずとも、誰かとわかる表示をすれば、その人に対する讒毀、誹謗が成立するという見解は一貫していた。また、「人ノ栄誉を害スヘキノ行事ヲ摘発公布セシモノハ人ヲ讒毀スルノ意ニ出シト否ラサルトヲ問ハス讒謗律ニ於テ讒毀セシ者ト為サザルヲエズ」（十二年十二月五日大判、前掲判決録・十二年十二月・一七六頁以下）あるいは他人の書いた讒毀文を新聞にのせ「悪戯にも程が有」と添書きしても讒毀の罪は免かれない（十四年十月十五日大判、前掲判決録・十四年十月乃至十一月・三五一頁以下）という判例もあるから、讒毀、誹謗は加害者の主観的企図とは関係なく客観的に存在すれば足りると考えられたようである。なお、妻の不貞を掲載すると夫に対する讒毀が成立するという判例もある（十四年二月一日大判、前掲判決録・十四年二月・二四頁以下）。しかし、讒毀、誹謗の罪となる程度、限界を示すような判例はみあたらない。

(6) 「スピーチ」の原語を「演説」と訳し、わが国ではじめてそれを行ったのは、福沢諭吉とその門下生であった。すなわち、慶應義塾では明治六年夏頃から有志の間で演説の練習が行われ、翌七年六月には三田演説会を発会した。最初は限られた者を会員としていたが、八年五月、演説館竣工後は一般の傍聴をみとめたのである（「慶應義塾百年史」上巻・六二二頁以下）。これに先立ち同年二月十六日、中村正直が築地精養軒で行った演説が、公開演説の嚆矢であるといわれている（宮武外骨「日本演説史」・大正十五年・十一頁）。その後、年を追って演説は全国に普及したのである。

(7) 角田真平は沼津の人、安政四年七月生、明治七年に上京、沼間守一に師事、桜鳴社に属す。十三年代言人となり、十五年の改進党の結成に参加、十七年東京府会議員に当選す。二十一年花井小梅事件上告審の弁護を担当（二十一年二月二十九日・東京日日新聞）、また同年、大日本監獄協会の設立に加わる（二十一年十月三十一日・時事新報）。二十三年から四回連続して代議士に当選、三十二年辞職してふたたび東京府会議員に出馬、当選、市部会議長となる。三十五年代議士に返り咲き、連続三回当選、進歩党、憲政本党の幹部として活躍、晩年には、日本燐砿株式会社々長、第三十九銀行取締役、秀英社取締役、東京株式取引所調査部長などを歴任、大正八年三月二十日、六十二歳で逝去した。なお、同氏は竹冷と号し、俳人としても著名であった（とくに註記したものをのぞき、原口令成「高名代言人列伝」・明治十九年・一二七頁以下、藤原懋「帝国新立志編」・明治二十三年・三六九頁以下、「現行日本名家列伝」・明治三十六年・三六三頁、「大正人物史」・大正七年・四九頁以下、衆議院事務局編「衆議院議員略歴」・昭和七年・二四〇頁以下等による）。

(8) 判決文は、本稿に覆刻する明治十三年八月九日の大判の中に引用されている。裁判長の名は明らかでないが、当時の静岡裁判所には、所長判事中島錫胤以下、一瀬直久、千谷敏徳、吉岡弘らの判事が在職していたから（明治十三年六月「官員録」・一六八枚裏）、これらの中の誰かであろう。

(9) 当時、検事の数が揃わなかつたので、検事が配置されない裁判所がかなりあつた。その場合は、警察官が検事の職務を代行したのである（明治七年十月三日・太政官達第一三二号、八年十二月十九日・司法省達第四四号および九年一月二十二日・司法省達第一一号）。静岡裁判所に検事が置かれたのは、翌十四年五月十九日、高津雄介検事が配属されてからである（「司法沿革誌」・六二四頁）。

(10) 鈴樹忠告（鈴木慎三郎）は、下野国上都賀郡南押原村の人、嘉永二年四月生。鈴木家は代々壬生藩（鳥井家）の組頭の家柄であつた。明治元年、黒川豊麿の組織した利鎌隊に幹部の一人として参加、維新の役に従軍、翌二年、沢宣嘉（外国官知事、外務卿）の従臣となる。同年に分家して鈴樹姓を名のり、また翌年に名を忠告と改む。新政府に仕官、神祇官史生、甲府県補亡掛出仕、額田県十四等出仕を経て（拙稿「明治五年・額田県『断刑簿』・本誌第四二巻七号六七頁参照）、六年一月、愛知県十五等出仕となり半田改船所詰、断獄掛を務む。同年三月、浜松県権少属へ転じ、さらに教部省少録を経て静岡県へ移り、十二等出仕（明治七年月不詳「官員録」・一三八枚表）、十一等出仕（八年九月「官員録」・一三一枚裏）、中属兼二等警部（九年九月「官員録」・一三七枚裏）、十年一月の警部官等改正（一月二十日・太政官達第一一号）で四等警部、さらに三等警部、二等警部、一等警部と進んで十四年に及んだ（十年二月「官員録」・一二六枚表、十二年一月「官員録」・一九二枚裏、十三年九月「官員録」・二二七枚表、十四年八月「官員録」二三三枚表）。その間、静岡県警察関係には、彼よりも上級者がいなかつたから、彼が警察課長（十二年十二月「静岡県職員録」・「静岡市史・近代資料」・四二二頁）、警察本署長などを歴任したのである。十四年八月、福井裁判所上席検事へ昇進（前掲司法沿革誌・七〇五頁）、後ち仙台、静岡、新潟、前橋各始審裁判所上席検事を経て（前掲書・七八九頁、六二四頁、六四〇頁、六二〇頁）、二十三年十一月、前橋地方裁判所検事正に就任、さらに岐阜、浦和、函館、仙台各地方裁判所検事正を歴任、三十二年四月、大審院検事に転じて退官した。翌年から宇都宮で弁護士を開業、大正五年二月、六十七歳で逝去した（とくに註記したものをのぞき、黒川直「利鎌隊記」・昭和十五年・四三頁、四四頁――四五頁による）。

(11) 検事上告に関する規定は、次の通りである。

検事章程（明治八年五月二十四日・太政官布告第九十一号）

第二条　検事ハ弾告シテ判ヲ求ム判事ノ裁判ニ服セサレハ上告スルコトヲ得裁判ノ議に干冒シ若クハ裁判ノ当否ヲ論争スルコトヲ得ス

控訴上告手続（明治八年五月二十四日・太政官布告第九十三号）

第二十九条　刑事ニ付キ上告スルコトヲ得ヘキノ人

第一　囚人

第二　検事検事無キノ地方ハ警察官之ニ代ルコトヲ得

第三十一条　検事ノ上告セント欲スル者ハ裁判言渡ヨリ二十四時ノ内ニ上告ヲ為スコトヲ囚人に達シ又第十日迄ニ上告趣意明細書を作リ之ヲ司法卿ニ遞送スヘシ

但シ検事ハ上告ヲ為スコトヲ決放ヲ執行スル所ノ地方官ニ通知スヘシ

第三十七条　検事上告スル時ハ上告趣意明細書及其文書類ヲ司法卿ニ遞送シ司法卿之ヲ大審院ノ検事ニ付シテ大審院ニ原告セシム

因みに、当時は刑事についての控訴はなく、上告のみであつた。

(12) 新律綱領雑犯律の不応為の条には「凡律令ニ正条ナシト雖モ、情理ニ於テ、為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ、笞三十、事理重キ者ハ杖七十」とある。「不応為」は「律ニモオフレニモカジヤウナ

ケレドモダウリニテハスマジキコトヲスル」（小山亀松「新律綱領改定律例字引」、明治八年・二八枚裏）ことである。笞杖刑は、明治五年四月日欠の懲役法（太政官布告第一一三号）によって、同数の日数の懲役刑に換える措置が採られていた。また、懲役は「事情憫諒ス可クシテ実断シ難キ」場合に、贖罪を許され、懲役七十日の贖罪金は五円二十五銭である（改定律例の改正贖罪収贖例図による）。角田に対する判決はこれである。

なお、不応為の条が適用された実例を、大審院判例から拾ってみると、まず「重」の場合は、御真影の模造印刷販売（十三年八月十八日大判、前掲判決録・十三年八月・三五三頁以下）、抵当に入れた土地を他へ売却（十四年一月十九日大判、前掲判決録・十四年一月・一七二頁以下）、裁判所へ不実の答弁書を提出（十四年四月十一日大判、前掲判決録・十四年四月・二〇七頁以下）、古い仏像の偽造（十四年六月十七日大判、前掲判決録・十四年六月・二六七頁以下）、無根の事実を印刷配布し人心を煽動（十四年七月二十三日大判、前掲判決録・十四年七月・二七八頁以下）、他人の営業妨害（十四年十一月十一日大判、前掲判決録・十四年十月乃至十一月・五二六頁以下）、依頼に応じて偽証（十五年一月二十八日大判、前掲判決録・十五年一月乃至二月・七五頁以下）、受取証の変造（十五年三月十六日大判、前掲判決録・十五年三月上巻・四四一頁以下）などがあり、その「重」でない場合は、死牛を掘出して皮を売る（十二年十月九日大判、前掲判決録・十二年十月・三五七頁以下）、宿屋の宿帳に不実を記載（十三年九月二十二日大判、前掲判決録・十三年九月・八七九頁以下）、不実の診断書を医者に書かせる（十三年十月一日大判、前掲判決録・十三年十月上巻・四二頁以下）、抵当に入れた家を他へ売却（十四年二月十六日大判、前掲判決録・十四年二月・三四七頁以下）、他家で酔つて放尿（十四年六月七日大判、前掲判決録・十四年六月・八三頁以下）、裁判に際し氏名の詐称（十四年六月十一日大判、前掲判決録・十四年六月・一四一頁以下）、牛の二重売却（十四年十二月八日大判、前掲判決録・十四年十一月・一一頁以下）、他人宛の封書を誤つて開披（十五年一月二十五日大判、前掲判決録・十五年一月乃至二月・三三頁以下）などがある。なお、司法省指令の中には安楽死のため毒薬をあたえた者（七年一月十三日指令）、重婚の夫（八年一月二十八日指令）に不応為の条の適用を指示したものもある（高橋秀好「新律附例解補正」・明治九年・雑犯律十四枚表裏）。不応為の条が、いかに幅広く適用されたかが、それらの実例でわかる。

(13) 宮武・前掲演説史・二二頁――二三頁。

(14) 例えば、高知の水野竜が「明治政府の圧制なる確証」と題する演説で、禁獄四十日を宣告された明治十二年四月二日の高知裁判所判決（前掲演説史・三三頁）が、それである。

(15) 演説による讒謗に、不応為の条を適用した大審院判例に、明治十三年十月二日・大判（前掲判決録・十三年十月上巻・四八頁以下）、同年十一月十三日、十六日・大判（前掲判決録・十三年十一月下巻・三〇頁以下、八七頁以下）などがある。なお、註17および18・参照。

(16) 角田に対する判決は、前掲判決録・十三年八月・九三頁以下にも登載されているが、当時の判決録はすべて裁判官の氏名を省略しているので、その点は同書ではわからない（本稿九一頁参照）。

(17) 大分県中津の中村菊三郎が演説で官吏を讒毀したため、明治十二年一月二十日、熊本裁判所中津区裁判所で讒謗律違反として罰金十円の宣告をうけたのに対し、中津警察署の矢部九等警部（太一郎）

が上告、同年十二月三日、大審院は原審を平翻し「衆人ノ面前ニ於テ揚言シ暗ニ警察官ヲ誹謗シタルハ雑犯律不応為条ニ当ル」として「懲役三十日」を宣告した判決（前掲判決録・十二年十二月・六八頁以下）、島根県米子の山口一樹が演説中に臨検の警察官を誹毀したため、明治十三年十二月一日、松江裁判所で讒謗律違反として罰金五円の宣告をうけたのに対し、島根県の幸島八等警部（幸蔵）が上告、翌十四年一月十四日、大審院は原審を平翻し、改めて「雑犯律不応為条ニ問ヒ士族ナルニヨリ閏刑ニ換ヘ」「禁獄三十日」を宣告した判決（前掲判決録・十四年一月・一〇頁以下）が、それである。いずれも下級審の讒謗律適用を大審院が覆し、改めて不応為の条を適用した事案であるが、角田の場合と同様に、それらがすべて検事側の上告によることを注意すべきである。このことから推測すると、下級裁判所で演説による讒謗に讒謗律が適用され、被告、検事共に上告せず、そのまま刑が確定した事案があったことも考えられる。

(18) 演説だけではなく、出版物以外の他の方法による讒謗に、讒謗律の適用を否定した大審院判決に、例えば堺県堺宿屋町の浅井浅五郎が県庁官吏の行動を非難した差出人変名の投書を判事宛にしたため、県庁郵便受に置いたため、明治十年四月十六日、大阪裁判所堺支庁で讒謗律違反として禁獄六ヵ月罰金三十円の宣告をうけたのに対し、本人が上告、翌十一年三月二十二日、大審院は原審を平翻し「郵書を詐為シ……県庁門前郵便受取箱ノ上ヘ載セ置キタル所為ハ讒謗律ヲ以テ処ス可キノ犯罪ニ非ストス如何トナレハ右三通ノ書面ハ未タ曾テ展覧又ハ発売若クハ貼示等ノコトヲ為シ以テ之ヲ公布セシニ非レハナリ」として、改めて不応為の条で「懲役七十日」を宣告した判決（前掲判決録・十一年一月乃至三日・七六五頁）、福岡県櫛原町の片岡新五郎が戸長の地位をねらい、現戸長を讒毀した変名の建白書を県令へ提出、後ちに自首した件で、明治十一年三月十三日、長崎裁判所久留米区裁判所で讒謗律違反として禁獄三十日罰金三十円の処自首減軽で禁獄十日罰金十円の宣告をうけたのに対し、検事側が上告、同年八月十四日、大審院は原審を平翻し、改めて不応為重を適用すべき処、自首により罪を免ずと宣告した判決（前掲判決録・十一年七月乃至九月・三四八頁）などがある。出版物以外の方法による讒毀、誹謗には、讒謗律を適用しないという態度は貫かれている。

(19) 前島の事件については、村本山雨楼主人著「前島頼古散人『獄窓雑記』」（「静岡事件の全貌」附録）（昭和四十三年）・一八頁以下、「静岡市史・近代編」（昭和四十四年）・一八四頁以下等に、かなり詳しく説明されている。村本・前掲書は、前島の入獄前後の手記「獄窓雑記」の全文を、解説を付して覆刻されたもので、当時の裁判の状況、獄中生活の実態などを知りうる貴重な文献である。なお、前島に対する静岡裁判所の判決文は、宮武・前掲演説史（一四五頁――一四六頁）、前掲静岡市史（一九〇頁）等に引用されているが、出典は不明である。それらの判決文には、裁判長名を欠いているが（註16・参照）、前島の前掲獄中雑記によると、それは静岡裁判所長判事松岡康孝であった（村本・前掲書・五二頁）。松岡は、中島（註8・参照）の後任として十四年一月三十日に着任していた（前掲司法沿革誌・六二二頁）。

(20) 前島豊太郎は静岡県有渡郡豊田村の人、天保六年七月生、明治五年一月、静岡県第四十四区戸長、後ち上京して代言人となり、十年、静岡呉服町に事務所を設け、傍ら自由民権運動に従事、十一年十月、静岡県会議員となる。十四年十月、東海暁鐘新報を発行し

た。二十三年七月、代議士に立候補したが落選した。三十三年七月、六十六歳で逝去した。その伝に、山田万作「前島豊太郎君之伝」・「嶽陽名士伝」（明治二十四年）九四七頁以下があり、村本・前掲書にその全文が覆刻されている（二頁以下）。

(21) この前島に対する判決は、前掲判決録・十五年三月には登載されていない。また、村本・前掲書にもその判決文は引用されていない。前掲静岡市史は、函右日報・明治十五年三月二十九日、三十日、三十一日、四月一日、四日、五日、六日に連載の判決文によつて、大審院判決の要旨を掲げている（一九〇頁以下）。この函右日報所載の判決文と、本稿に覆刻する判決謄本とを比較すると、字句の点で若干の相違がある。新聞へ転記の際の誤りと思われる。しかし、一カ所に限り、この日報所載の判決文が謄本の不備を補いうることを注意すべきである（本稿九八頁註記・参照）。

(22) 再審書は、村本・前掲書に覆刻されており（六八頁――六九頁）、再審第二書は、同書にその要旨が掲げられている（七七頁――七八頁）。これら再審請求の書類は、前島の遺稿原文を収める「頼古文集」に収録されている由である（村本・前掲書・三〇頁以下参照）。

(23) 前島は、角田に対する大審院判決の内容を、新聞報道によつて知つていた。再審書において「其事歴々見当時之新聞紙上」（村本・前掲書・六八頁）と述べている。角田に対する大審院判決の概略は、例えば明治十四年九月五日・朝野新聞にみえている。

(24) 村本・前掲書・七五頁。

(25) 再審に関する治罪法の規定は、次の通りである。

第四三九条　再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪ノ刑ノ言渡ニ対シ被告人ノ利益ノ為メ之ヲ為ス事ヲ得但裁判ノ確定ノ後ニ非サレハ之ヲ為ス事ヲ得ス

一　人ヲ殺シタル罪ニ付刑ノ言渡アリタル後ソノ言渡ノ日ニ当リ殺サレタリト認メラレシ者現ニ生存シ又ハ犯罪前ニ死去シタルノ確証アリタル時

一　同一ノ事件ニ付共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時

一　犯罪アル以前ニ作リタル公正ノ証書ヲ以テ当時ソノ場所ニ在ラサル事ヲ証シタル時

一　被告人ヲ陥害シタル罪ニヨリ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時

一　公正ノ証書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アル事ヲ証明シタル時

第四四二条　再審ノ訴ヲ為サントスル者ハ其趣意書ニ原裁判言渡書ノ謄本及ヒ証憑書類を添ヘ之ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ裁判所ノ検察官ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ大審院検事長に差出ス可シ（下略）

第四四三条　大審院ニ於テハ検事長ノ請求ニ因リ速ニ専任判事一名ヲシテ其取調ヲ為シ報告書ヲ差出サシム可シ

第四四四条　大審院ニ於テハ他ノ事件ヲ閣キ刑事局判事全員会議局ニ集合シ専任判事ノ報告及ヒ検事長ノ意見書ニ依リ判決ヲ為ス可シ

当時の大審院検事長は、渡辺驥である（前掲司法沿革誌・五八二頁）。

(26) 前掲静岡市史は「二度にわたる上書で玉乃判事に再審を要求したのであるが、何らの解答も得られなかつたのである」（一九一頁）と述べているが、この「解答を得られなかつた」という意味は、再

審請求に対して判決がなかつたというのか、あるいは判決はあつたがその内容に解答がふくまれていないというのか、はつきりしない。前者であるとするならば、再審請求に対して大審院が判決を行わないことはありえないし、また後者であるならば、再審判決の年月日もその内容も明示せざるのみならず、再審判決があつたことすらいわないでただ「解答を得られなかつた」と述べるのは、不明確な記述である。なお、前掲静岡市史は分担執筆で前島事件の項は、原口清氏の担当であるが、その他の個所でも、法律用語の不正確がめだつのは惜しまれる。例えば「前島は、一四年一二月二六日付で大審院に上告し　再審を請求した」（前掲市史・一九〇頁）とあるが、「再審」は上告審というべきであり、また「明治一五年五月に前島豊太郎の長男格太郎の司法卿宛の上告書云々」（前掲書・一九七頁）とあるが、「上告書」は正確にいえば哀訴申立書（または哀訴状）である。要するに、前掲静岡市史の記述は、治罪法上の上告、再審、哀訴の関係を明確に区別して書かれていないのである。

(27) 哀訴に関する治罪法の規定は、次の通りである。

第四三六条　左ノ場合ニ於テハ大審院ノ裁判言渡ニ対シ検事長其他訴訟関係人ヨリ其院ニ哀訴スルコトヲ得

一　大審院ニ於テ前数条ニ定メタル式ヲ履行セサル時

二　訴訟関係人ヨリ申立タル条件ニ付判決ヲ為サヽル時

三　同一ノ裁判言渡ニ付キ二箇ノ条件齟齬シタル時

第四三七条　哀訴ヲ為サントスル者ハ裁判言渡アリタルヨリ三日内ニ書記局ニ其申立ヲ為ス可シ

書記ハ申立書ヲ受取リタルヨリ三日内ニ之ヲ対手人ニ送達シ対手人ハ同一ノ期限内ニ其答弁書ヲ差出ス可シ

大審院ニ於テハ通常上告ノ規則ニ従ヒ哀訴ノ判決ヲ為ス可シ

(28) 前掲判決録・明治十六年一月乃至三月・七五頁以下。なお、この哀訴判決文は、哀訴申立書と共に、函右日報・明治十六年二月二十二日、二十三日に掲載されており、前掲静岡市史はそれにもとづき全文を引用している（一九七頁――一九九頁）。

(29) 註25・参照。

(30) 註27・参照。

(31) 「訴訟関係人」というのは、被告人、民事原告人、民事担当人、原審の検察官を指すものである（堀田正忠「治罪法論義」・明治十三年・三〇五三頁――三〇五四頁）。民事原告人と民事担当人というのは、刑事裁判に附帯して行われる私訴の原告とその代理人である。

(32) 宮城浩蔵博士は、第一一七条について「要スルニ御歴代ノ天皇ニ対シ奉ル不敬ノ所為ハ事実ノ有無ヲ問ハス本条ヲ以テ之ヲ罰スト雖モ決シテ史家直筆ノ良徳ヲ妨クルモノト謂フヘカラサルナリ」と述べておられる（「刑法正義」下巻・明治二十六年・一八頁）。前島の神武天皇に対する讒毀は、当然、この条にふれるのである。

(33) 宮武外骨氏は、明治九年十二月十六日・朝野新聞からこの判決を引用して、珍らしい新聞記者の言論文章による国事犯事件の例に掲げておられる（「新聞記者の国事犯」・公私月報第九〇号・昭和十三年四月・三頁）。因みに、国事犯関係の判決は、本稿にもしばしば引用する「大審院刑事判決録」には一切登載されていない。

(34) 前掲判決録・九年一月乃至十二月・三〇一頁以下。

(35) 国事犯に対する裁判の変遷については、拙稿「秋田事件裁判考」・本誌第三五巻一号・一九頁以下参照。

(36) 新律綱領名例律の断罪無正条の条に「凡律令ニ該載シ尽サヽル事理、若クハ罪ヲ断スルニ正条ナキ者ハ、他律ヲ援引比附シテ、加

フ可キハ加ヘ、減ス可キハ減シ、罪名ヲ定擬シテ、上司ニ申シ、議定ツテ奏聞ス、若シ輙ク罪ヲ断シ、出入アルコトヲ致ス者ハ、故失ヲ以テ論ス」とある。援引される法条の法定刑の加重もみとめられそから、単なる類推よりも幅がひろい。

この規定は、刑法総則（名例律）の条文であるから、新律綱領、改定律例以外の特別単行刑事法にも及ぶものと理解し、前島の事件の場合、讒謗律を比附援引して処罰しえなかつたかという疑問はある（静岡裁判所、大審院共に、その判決はいずれも讒謗律そのものを適用しており、比附援引の明示はない）。明治十年十月静岡裁判所伺の司法省指令に「讒謗律ハ別種ノ律例ニシテ常律ト権衡比較スル能ハス官吏老幼廃篤疾者ト雖モ仍ホ禁獄罰金ニ区処スル儀ト心得ベシ」（明治十年「司法省指令録」第三八号・一四頁）とあるから、断罪無正条による比附援引も、常律（新律綱領、改定律例）内の操作に限り、別種の律例である讒謗律にまでは及ばないという配慮があつたのかも知れない。もつとも、「常律」内においても、断罪無正条によつたと思われる実例はほとんどない。国事犯の場合も、断罪無正条による比附援引というよりも、むしろ全く別に、犯罪類型と量刑を適宜定めて処罰したように思われる。

(37) 明治九年八月十七日、「不応為律ヲ廃スルノ件」（号外第十三号意見書）を審議した元老院会議において、議官水本成美は「前キニ余大審院ニ在テ断罪無正条ト不応為ノ二律ヲ廃スルヲ議シ司法省ヲ経由シテ正院ニ伺ヘリ」と述べ、また議官中島信行も「法律ヲ実際ニ行フ大審院ニ於テ主トシテ断罪無正条ト不応為律トヲ廃センコトヲ昨年上申セリ」と述べている（「元老院会議筆記」・前期第三巻・昭和四十三年覆刻版・二一九頁――二二〇頁、二二一頁）。水本が明法寮大法官から四等判事に任ぜられ、大審院へ入つたのは、八年五月十日であるから（「元老院勅奏判任官履歴書」・五八枚裏）、上記の司法省を経由して正院へ提出したという大審院の上申は、八年の後半であつたと考えられる。

(38) 「元老院第二期報告書」（明治九年七月――十年六月）・三七頁。意見書審議の状況は、前掲元老院会議筆記・一八七頁以下、二一七頁以下等参照。なお、佐伯千仞「元老院の不応為律廃止論――明治初年における罪刑法定主義――」・立命館法学第七五、七六合併号・昭和四三年・一頁以下参照。佐伯教授は、明治十三年八月にも、元老院において不応為律の廃止建議がなされたように述べておられるが（前掲論文・二頁、佐伯、小林好信「刑法学史」・「日本近代法発達史」十一巻・昭和四十二年・二二二頁）、そうした事実はないようである。

(39) 旧刑法第二条「法律ニ正条ナキ者ハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ス」は周知の条文である。

(40) もしも前島の事件で、大審院が静岡裁判所の讒謗律適用を破棄し、改めて国事犯としてこれを処理する場合の法律操作は次の通りである。まず、旧刑法施行前の国事犯としての量刑を仮定し、次にそれと、旧刑法第一一七条の法定刑「三月以上五年以下ノ重禁錮」「二十円以上二百円以下ノ罰金附加」とを比較し、軽い方で処罰する。なぜならば、事件は明治十五年一月一日の旧刑法施行前に発生し、施行後に裁判をうけるのであり、旧刑法第三条第二項「若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ経サル者ハ新旧ノ法ヲ比照シ軽キニ従テ処断ス」に該当するからである。こうした法律操作で、旧刑法施行前の国事犯を旧刑法施行後に処理した一例に、秋田事件に対する秋田始審裁判所の判決（十七年三月七日）がある（拙稿・秋田事件裁判考・本誌第三五巻一号・二七頁以下参照）。秋田事件の場合、

西南の役その他の前例が調査され、国事犯について、それぞれの被告に適当と思われる量刑の仮定が行われ、それと旧刑法の該当条文の法定刑を比較し、軽い方の範囲内で最終的量刑が定められた。しかし、前島の場合は、徴すべき先例を欠くから、国事犯としての量刑は全くあたらしく仮定しなければならない。そうした技術的なむずかしさは、たしかにあつた。

(41) 明文の中に、演説をふくまない讒謗律を演説に適用することは、罪刑法定主義に反するという点に、全く気がつかなかったのか、それとも承知の上で黙殺したのか、その辺はわからない。

(42)(43) 改正案の元老院における審議状況は、前掲元老院会議筆記・前期第八巻・一頁以下参照。

(44) 罪刑法定主義の時代ではないから、讒謗律を類推適用することは許されるという見解もありうるかも知れない。しかし、大審院がそうした法理を自覚して、讒謗律を適用した形跡はみられず、ただ強引な、しかも従来の判例では否定した筈の讒謗律そのものずばりの適用を行つたのである。なお註36・参照。

(45) 讒謗律は、明治十五年の旧刑法施行によつて廃止された。明治十六年二月十五日・大判には「刑法第三編第一章第十二節ニ誣告及誹毀ノ罪ヲ定メラレタルニ付テハ……讒謗律ハ全ク消滅シテ一点ノ瑕ヲ遺ササルモノナリトス」と述べている(前掲判決録・十六年一月乃至三月・一九一頁)。

(46) 前島の同志の一人であつた荒川高俊が、明治十四年十月十六日、静岡小川座で「快楽は辛苦の比例」と題する演説を行い(最初の予定では「前島豊太郎を処するの法如何」であつたが、不許可になつたため演題と変更したといわれる)、その中の一部が乗輿讒毀に問われ、翌十五年一月二十一日、静岡裁判所で讒謗律違反で禁獄三年罰金二百円の宣告をうけた。荒川は大審院へ上告、三月十七日、前島の判決と同じ日に、これまた前島同様に、上告を棄却された。荒川は、再審請求を行つたが、これも九月十九日、前島と同じ日に棄却された(荒川の事件は、村本・前掲書・五八頁以下、前掲静岡市史・近代篇・一九一頁以下等参照。彼の伝記に、大正七年宇都宮で発行された蓮実長「荒川高俊先生」・「故郷の先人」三七九頁以下がある)。荒川に対する大審院判決文は、函右日報・明治十五年三月三十日――四月七日の間、七回に分けて連載された。また、前掲判決録・十五年三月下巻・六八頁以下に登載されている。なお、荒川は右の事件で入獄中、「荒川高俊演説処刑録」(紙数八十枚)を書いたといわれるが(蓮実・前掲書・四五九頁)、私はその行方を知らない。大方の御教示を乞う次第である。

―――――――――●―――――――――

明治十三年第三百六十六号

讒謗ノ件

警部上告

刑事課笠七等属

主　土師判事
副　西岡判事
副　松田判事

判文

静岡県駿河国駿東郡沼津駅西条町平民

角田　真平

生年月不詳

明治十三年五月廿四日静岡裁判所ニ於テ角田真平ニ申渡シタル裁判左ノ如シ

其方儀明治十三年三月一日沼津駅丸子神社ニ於テ公然聴衆ヲ集メ沼津区裁判所ノ勧解ハ変シテ圧抑トナルトノコト又証拠法ノ如キ云々区裁判所ノ官吏モ蓋シ知ラサルモノノ如シ云々聞ク所ニヨレハ口書モ之ヲ取ルコトヲ為サストカ果シテ然ラハ裁判所ニ現出スルモノハ如何ナルモノゾ云々其原被相互ヨリ出テタル所ノ書面ハ各自都合能キモノノ集リタルモノナルヘシ此ノ如キ者ニ拠テ事ヲ決セハ先ツ何レカ都合ヨキコトノ少クアリヤ何レカ都合ヨキコトノ多ク記シタルヤヲ考察シテ而シテ後之ヲ決スルナルヘシ然ラハ其相互ノ勝手ニ就テ下ス所ノ判決ハ勝手ノ分量ニヨツテハ勝手ナル事柄ヲ正理ナリト見誤ルコトノ未タ必スシモ無之ト云フベカラス等々ノ件々演説スル段沼津区裁判所官吏ノ職務ニ関シ讒毀スルモノニシテ即チ讒謗律第一条人ノ栄誉ヲ害スヘキ行事ヲ摘発公布スルニ著作文書若クハ画図等ヲ用フル者ト公然聴衆ヲ集メ演説スル者ト其公布ノ実果ハ相斉キニ因リ讒謗律ニ比擬シ同律第一条及ヒ第四条ニ照シ罰金拾円申付ル

静岡県二等警部鈴樹忠告ニ於テハ右ノ裁判ヲ不当ナリトシ司法卿ヲ経由シ本院検事ヨリ明治十三年七月六日本院ニ送附シタル上告状ノ旨趣左ノ如シ

角田真平儀本年三月一日駿河国駿東郡沼津駅丸子神社ニ於テ演説会ヲ開キ許多ノ聴衆ヲ集メ地方ノ概況ト云フ論題ヲ掲ケ該区裁判所官吏ノ職務ニ関スル讒毀ノ言ヲ以テ演説セシ旨被害者ノ告訴アリ且ツ臨場巡査ノ手続書ヲ閲スルニ固ヨリ有罪ト認ムルモ只舌頭ヲ以テ官吏ノ職務ニ関シ讒謗セシマテニ付讒謗律第一条中人ノ栄誉ヲ害スヘキ行事ヲ摘発公布スルニ著作文書若クハ画図肖像ヲ用テ讒謗スル者ト粗其実果相斉キニ似タルモ演説者ヲ問フノ明文ナキニ依リ讒謗律ヲ以テ処分スヘキモノニアラス又現行法律中適当ノ正条アルヲ見ス依テ雑犯律不応為条ニ問ヒ聴賢スヘキ見込ヲ以テ同年五月十四日公訴ニ及フ処静岡裁判所ニ於テ同月廿四日別紙宣告書ノ通裁判セリ然ルニ該裁判タル其罪ヲ問ント欲スルモ律ニ正条ナク只其事ノ実果粗相似タルヲ奇貨トシ強テ之カ説ヲ為シ該律ニ比擬セシ者ノ如シ抑人身ニ於テ最モ重ンスヘキ刑罰ヲ以テ如此明文ナキ法律ニ擬シ輙ク之ヲ断決セラル、ニ至ツテハ人民ノ不幸亦少シト云フ可カラス右ノ理由ナルヲ以テ該犯ハ雑犯律不応為条ニ依リ処分スヘキ者ニシテ讒謗律ニ比擬セシハ実ニ不当ノ裁判ト見込候間則検事章程第二条及ヒ上告手続第三十一条ニ照準及上告候更ニ至当ノ御処分有之度此段具状仕候也

大審院ニ於テ裁判スルコト左ノ如シ

弁明

真平カ公然聴衆ニ対シ裁判官吏ノ職務ニ関シ誹謗讒毀ノ演説ヲ為シタルハ讒謗律ニ依テ処断スヘキモノニ非ス何トナレハ演舌ヲ以テ人ノ栄誉ヲ害シ又ハ官吏ノ職務ニ関シ讒毀スル者ヲ罰スル明文ナキヲ以テナリ左スレハ真平カ所為ハ雑犯律不応為条凡律令ニ正条ナシト雖モ情理ニ於テ為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ云々事理重キ者ハ杖七十トアルニ依リ科断スヘキモノナリトス然ルヲ

静岡裁判所ニ於テ真平カ罪ヲ断スルニ讒謗律第一条及第四条ニ照シ罰金拾円申付ルト裁判言渡シタルハ不適当ノ裁判ナリトス

判決

右ノ理由ナルヲ以テ明治十三年五月廿四日角田真平ニ言渡シタル裁判ヲ平翻スル左ノ如シ

角田　真平

右ハ前ニ弁明スル如クナルニ因リ演舌ヲ以テ官吏ノ職務ニ関シ讒毀スル科雑犯律不応為条ニ依リ不応為重ニ問ヒ懲役七十日贖ヲ聴ス

贖罪金五円弐拾五銭

判事　西岡逾明
判事　土師経典
判事　松田道夫

明治十三年八月九日

○　○　○

明治十五年第七十二号

本人上告

刑事局小河書記

主　大塚判事
副　岡内判事
副　関　判事

判文

静岡県駿河国有渡郡静岡両替町四丁目百十番地寄留平民免許代言人

前島　豊太郎

明治十四年十一月

四十六年六ヶ月

明治十四年十二月二十三日静岡裁判所ニ於テ右前島豊太郎ニ対シ左ノ裁判ヲ言渡シタリ

其方儀明治十四年十月八日静岡寺町小川座劇場ニ於テ聴衆ヲ集メ演説ヲ為シタル際乗輿ヲ讒毀スルニ渉ルコトヲ説述シタル覚ハ無之旨陳弁スト雖モ現場監臨シタル警察官静岡県四等警部香取新之助外二名ニ於テ其方カ事物ノ変遷ト題シ乗輿ヲ讒毀スルニ渉ルノ演説ヲ為シタルコトヲ確実ニ聴取リタル旨証告アリ而シテ其方ハ該演説中蜂須賀小六ニ比シタルハ神武天皇ヲ指シタルモノナリト陳供シ且其方カ演説ヲ為シタル時案頭ニ置キタル演説筋書中ニ老子ノ所謂盗財者賊盗国者王等ノ語アリテ警察官ノ証告ニ照応スルモノアルニ拠リ右演説中妄誕無稽ノ臆説ヲ述ヘ乗輿ヲ讒毀シタルモノト断定ス依テ讒謗律第二条ニ照シ禁獄三年罰金九百円申付ル

前島豊太郎ニ於テハ右ノ裁判ヲ不法ナリトシ明治十四年十二月廿六日附ヲ以テ大審院ニ上告為シタル要旨左ノ如シ

第一条　演説ノ論旨並ニ事項ノ大概

一　自分儀明治十四年十月八日静岡寺町小川座劇場ニ於テ事物変遷論ト演題ヲ掲ケ左ノ通演説仕候事

曰ク吾輩此場ニ於テ諸君ニ向ツテ演説セントスルハ事物変遷論ニ

シテ世間ノ万事万物時勢ニ随テ変遷スルモノ也古歌ニ云フ如ク世の中に変り易きはあすか川昨日の淵が今日の瀬となるトアリ

先ツ其例ヲ挙テ示ンニ天道左遷日月五緯右行トハ支那先哲ノ確言ナリ然ルニ今世ニ至ツテハ地動説行ハレテ日輪不動ノ説起レリ又古ハ天形ハ円ト云ヒ又天ハ西北ニ傾キ地ハ東南ニ満タスト云ヒシモ佐田介石氏ハ天形ハ楕円トシ又西洋ノ諸説ニ拠レハ天ハ西北ニ傾ニ非ス天ハ地ヲ包ミ地其中ニ在ルモノニシテ亜米利加ト日本トハ上下ニ成リタルモノ也是ヲ合跗ノ国ト云フ

右等ハ天道地理ノ変遷セシナリ況ンヤ人情ノ反覆波瀾ノ如キモノニ於テヲヤ

先ツ其例ヲ挙ン静岡県下駿遠豆三国ヲ治ル者古ヘ之ヲ三国ノ大守ト云ヒシモ今ハ県令閣下ト唱ヘ古ノ御家老ハ今一等属トナリ其名変遷スルニ依テ上下相親ムノ情自然ト疎遠ニナルモノ也

又古ヘ御部屋ト唱ヘシ大名ノ妾ハ今ハ権ノ守ト崇メ二等親ノ位置ニ進マセラレ又百姓家ノ軒端ニテ熊公ト於鍋ノ密通シテ出来タル内証児ハ今ハ私生ノ男女ト為リ時トシテ家督相続ヲ争フ権ヲ持セリ是等ハ名称ノ変遷ニ依テ権威ノ増シタルモノ也

右ノ如キ例ヲ挙レハ元其理如是ニシテ今日如是ニナリシカ将タ古ハ然ル可クシテ今ハ則チ如是ナルヤ因是観之荘周カ夢ニ胡蝶ニ化シタルト云フハ果シテ荘子カ蝶ニ成リシカ蝶カ荘子ニ成リシカ此例ヲ推ス時ハ雀大海ニ入ツテ蛤トナリ水蛭カ赤蜻蜓トナリ飯粒カ井水ニ落チテウナゴージトナリ士族カ落テ人力車夫トナルモ怪ムニ足ラス政躰亦然リ宇内万国ノ政事ヲ一観スルニ一ツハ君民同治ト云フ英国澳斯太利等是ナリ一ツハ共和政治ト云ヒ亜米利加今ノ仏蘭西等是ナリ一ツハ君主専治ト云ヒ吾日本支那魯西亜等是ナリ

君主専治トハ上国君カ壱人ニテ天下ノ権ヲ掌握シテ治ムルヲ云フ

其中亦全国ヲ一統スルアリ一偶ニ拠ルアリ

其例ヲ挙ンニ往昔吾日本ノ歴史ニ依ルニ北朝ハ正統ニシテ南朝ハ偏統ナリト云ヒシモ水戸ノ大日本史出ルニ及ンテ初メテ南朝ノ正統タル事判然セリ支那モ亦然リ彼ノ三国ノ世ニ方ツテ魏ノ曹操ハ（スの字脱か）正統ナリト司馬温公ハ確言セシニ朱文公カ綱目ヲ著ニ於テ蜀ノ玄徳ヲ以テ正統トシ魏呉ノ天子ヲ以テ偏統トセリ

依之観之ハ千載不抜ノ確言モ時有ツテ変シ万古不易ノ卓見モ時世ニ随ツテ変遷セサルヲ得ス

扨又君主専治ノ政躰中賢ニ伝フルアリ子ニ伝フルアリ支那舜禹ノ如キハ賢ニ伝フルモノニシテ夏王啓以下ノモノハ子ニ伝フルモノナリ其中又前代ノ帝王カ徳衰レハ他ノモノ之ヲ伐ツテ替ルコトアリ即チ殷ノ湯王周ノ武王等是ナリ然レ共人ヲ伐ツテ天下ヲ取ル之ヲ伯夷叔斉ハ暴ヲ以テ暴ニ換フト云フタレトモ之ヲ打取ルヘキ理由ハ夏桀殷紂ノ如キモノ孟子之ヲ残賊ト云フ左レトモ此辺ハ本題ノ要旨ニ非ス且ツ其論至ツテ六ツケ敷ケレハ今晩ハ略ス

此所ニテ老子ノ盗財者賊盗国者王云々ヲ云フ所ナレトモ該場ノ演説中老子ノ成語ハ引カサリキ

君主専治ニ又二ツノ政躰アリ封建郡県是ナリ封建トハ国王ノ子弟功臣ヲ一ケ国乃至二三ケ国ノ国守トスル事ニテ支那夏殷周ノ如キ是レナリ又封県トハ国君天下ヲ一ツニシテ国守ヲ立テサル事ニテ

支那秦ノ始皇ノ制是ナリ然シテ古来漢学者流カ封建ヲ美トシ郡県ヲ賤シムルハ畢竟勢ノ至ル所ヲ知ラサルナリ

吾朝ハ万国無類万代一系ノ　天子上ニマシマシテ郡県ノ姿ナリシハ傍聴諸君カ熟知セラルヽ所ニシテ源平ノ頃ヨリ自然封建ノ姿ヲ成セリ故ニ頼三陽ハ封建ハ勢ナリ勢ヲ制スルハ人ナリト云ハレシハ時勢ノ変遷ト知ル可シ

然ルニ和漢古来ノ歴史ニ徴スルニ　天子ハ賊徒ト諸君モ知ラルヽ蜂須賀小六ノ騒擾ニ乗シテ一国ノ太守トナラレタルト大小ノ別アレトモ何レモ腕力ヲ以テ国ヲ取リタルモノナレハ是ヨリ君主専治ノ政躰トナリ

其後頼朝公覇府ヲ鎌倉ニ開ラキ北条九代足利十三代乃至徳川氏ニ至ルモ何レモ君主専治ノ政躰ニシテ君民共治ノ立憲政躰ニ非ス又共和政治ニ非ルハ諸君ノ知ラルヽ所ナリ偖君主専治ト云フハ国君ノ威権至ツテ盛ニシテ人民タルモノハ性命財産ト雖モ時ニ寄リ自カラ保存スル能ハサルニ至ル夫ノ殷ノ紂王ノ如キ人民ヲ見ル事犬豚ヨリモ甚シク寒中ニ川水ヲ渉レハ彼レカ脛ハ奇妙ダト云フテ切捨テ又孕ミ婦ノ腹ヲ割キ赤ンボヲ看ル様ナル事アリ又浜松ノ井上様カ百姓ノカヽアヲ盗ミシ如キ悪虐ヲ生スルニ至ルコト其例枚挙ニ暇アラス

故ニ去ル慶応三年卯十月徳川慶喜公カ政権ヲ奉還シ宇内ノ形勢ヲ察セラレタルハ最早天下ノ権ハ徳川家一己ノ掌握スヘキ所ニ非レハナリ

是ヲ以テ明治元年戊辰三月辱クモ吾カ天皇陛下ハ五ケ条ノ御誓文ヲ以テ天下ニ誓ハセラレ萬機公論ニ決ス可キ旨ヲ仰出サレ後明治八年ニ至ツテ断然立憲ノ政ヲ確定セラレントノ布告アル上ハ最早方今ノ政躰ハ立憲政躰即チ君民同治ノ政躰ニ非ルヨリ他ニ天下ノ人心ヲ統轄シテ之ヲ心服セシムルノ策無カラント愚考セリ

果シテ然ラハ今日吾輩人民タルモノハ

叡慮ノ在ル所ニ遵奉シテ速ニ立憲ノ政ヲ確定セラレン事ヲ希望スルハ啻ニ吾輩一己ノ管見ノミナラス即チ方今満天下ノ輿論公議ナラント察セリ故ニ吾カ精神ノ存スル所ヲ吐露シテ聴衆諸君ニ告ル耳

第二条　就縛ノ手続

右ノ演説明治十四年十月八日午後六時頃ヨリ始メ凡七時半頃ニ終リタリ夫ヨリ自分ハ劇場ノ入口ニ至リ傍聴人ヘ売渡シタル傍聴切符ヲ改メタルニ切符百九拾六枚アリ猶ホ後席ニハ荒川高俊カ演シ続テ土居光華カ演説スル約ナルニ付陸続傍聴人ハ入来ルモノアリキ

然シテ自分ハ静岡鷹匠町一丁目深沢みねナルモノ訴訟ノ依頼アルニ付同所ヘ罷出暫ク談話イタシ夫ヨリ静岡江川町新聞売捌キ人杉本平七方ヘ立寄自分新設ノ東海暁鐘新報第二号モ不日発兌ニ付売捌方ノ談話イタシ而シテ両替町四丁目ノ自宅ヘ戻リ洋服ヲ解キ茶炯ヲ喫シ臥戸ニ入リ将サニ眠ラントスル際生徒村越栄太郎ナルモノアワタ、敷二階ヘ上リ来リ静岡警察分署ヨリ巡査二名被参タル旨申ニ付衣服ヲ整ヘ巡査ヘ面謁セシニ至急静岡警察分署迄可罷出

其節演説ノ筋書持参可致旨被申タルニ付不取敢罷出タル処川上警部ヨリ小川座演説ニ於テ其方ハ天子様ヲ一大賊徒ナリト演説セシカ其天子様ハ何レヲ指ス云々ノ問アリ依テ答上候ニハ自分ノ演説ヲ左様ニ御聞キ取リナサレタル哉云々以下ハ明治十四年十月十一日附ノ口供ニ御座候

右ノ如ク答ヘタル処取調中拘留申付旨被申渡静岡追手町ノ拘留所ヘ繋カレタルハ実ニ明治十四年十月八日午後第十一時頃ニ御座候

同十日ニ至リ静岡在井ノ宮村監獄本署ヘ入獄被申付

同十一日静岡警察署ヘ御呼出ニテ一応御調ニ付別冊乙号ノ始末書並ニ川上警部ヨリ書下ケラレタル問答口供ニ拇印仕候事

第三条　香取警部外二名寃枉ノ要領

明治十四年十二月二十一日静岡裁判所法庭ニ於テ検事高津雄介殿ヨリ原告被及タル旨ヲ以テ自分ヘ為読聞ラレタル警部香取新之助殿外二名ヨリノ告発状ヲ拝聴スルニ徹頭徹尾天子ヲ一大賊徒ナリト讒毀セシ旨ノ文躰ニシテ恐多クモ　至尊ヲ一大賊徒ト呼フモノ其文中ニ屢アリテ支那三国並本朝南北朝ノ頃ノ　天帝ヲ合セ一方ヲ賊トスレハ一方ハ正シトスルモノニシテ　至尊ヲ讒毀スルヲ以テ演説ノ大主眼ト成スモノ也加之虎岩武外一名此人名ハ失念仕候ノ傍証ノ書面モアリテ虎岩氏ノ書面ハ警官ノ旨意ト符合スルモノニシテ外壱名ハ自分カ該劇場ニ於テ演説中毫モ言論ノ波及セサル開拓使処分ノ事項ヲ加ヘ盗賊ノ処置ナリトスルモノニシテ尤モ寃枉モ甚シト云フ可シ

果シテ警官カ申立ル如ク現場ニ於テ徹頭徹尾　至尊ヲ讒毀セシモノナラハ何ソ集会条例ニ照シテ演説ヲ中止解散セサルヤ

畢竟虎岩如キ青年輩ノ公証人ヲ取拵ヘタルハ警官カ自己ノ言ヲ実践セントスル巧ニシテ寃枉ヲ逞フセントスル第一証ナリ

又明治十四年十月十三日静岡警察署ニ於テ警部香取新之助殿調ノ節被申渡候ニハ其方ノ演説ハ五六百人ノ聴衆モ聞キ又外ニ告訴人モアル趣被申渡タリ外告訴人トハ虎岩武外一名ナルヤ虎岩外一人ハ警部ノ尋問ヲ受ケテ差出タル躰ノ書面ナレハ外ニ何人ノ告訴セシヤ不相分告訴人ヲ擱キ虎岩外一名ノ青年ヲ何故ニ公証人トスルヤ又百九拾六人ノ聴衆ヲ五六百人トハ何ソ耳ニ鋭敏ナル警官ニシテ目ニ鈍ナルヤ是亦警官カ寃枉ヲ逞フセル第二ノ証ナリ

又明治十四年十月十一日川上警部殿調ノ節下渡サレシ問答口供書第一項ニ　天子様ハ神武天皇ヲ指ス歟御歴代ヲ指ス歟蜂須賀小六頃ノ　天子様ヲ指スカ云々ノ問アルニ付自分答フルニハ其節演場ニテ申タル　天子ハ　神武天皇カ腕力即チ武徳ニテ天下ヲ治メシモノト信スルニ付　神武天皇様カ腕力ニテ天下ヲ治メ玉ヒシモノト答ヘタルヲ根拠トシ検事高津殿ヘ告訴セラレタル書面ニ徹頭徹尾和漢古来ノ国君ヲ交互賊徒ト演説シタル旨ニ書取ラレタルハ是亦警察官カ寃枉ヲ逞フセル第三証ナリ

自分カ今回ノ御不審ヲ蒙リタルハ第一条中圏点ノ数語ニ止マリテ他ニ賊徒ノ語気ヲ発シタル事決シテ無之候

右圏点ノ数語中賊徒ハ蜂須賀小六ヲ指スモノニシテ　至尊ヲ指スニ非ルハ演場語気ニ於テ判然タリ其大小ノ別トハ腕力ノ大小ヲ云フニシテ賊徒ノ大小ヲ謂フニ非ルハ具眼具聴ノ人ヲ俟スシテ知ル

可シ然ルニ警官ハ賊徒ノ語気ヲ
至尊ニ及ホセシモノト做セシハ是亦寃枉ノ第四証也

第四条　処断不服ノ要領

一　第三条中何レモ寃枉ノ沙汰ナルハ不服ノ源ニシテ自分カ演説シタルハ第一条ノ如ク賊徒ト諸君カ知ラル、蜂須賀小六ノ一語ニ止マリタルモノニシテ賊徒ノ文字ハ第三条ニ述ル如ク蜂須賀小六ヲ指スモノナリ又老子ノ成語ハ第一条ノ順序ニテ演場ニ於テ毫モ演タルモノニ非ス然ルニ筋書ニ記載シアルヲ押ヘテ警察官ノ証告ニ照応スルモノトスルハ豈烟筒ヲ含ミシ者ヲ見テ放火者ト云フト異ナラシヤ

若シ原被言論ノ符合セサルアラハ静岡市中ニ該演説ヲ傍聴セシ人衆多可有之筈ニ青年輩一二名ノミニ非ス若シ百数十人挙ツテ保証スルモノアラハ警官一二名ノ耳ト雖モ誣ユル能ハサルモノナラント信ス

然ルニ静岡裁判所ニ於テハ第一条二条三条ノ順序ヲ精覈セス別冊ノ如ク裁断致サレタルハ不法ノ処断ト相心得候

果シテ警官ノ申立ル如ク徹頭徹尾　至尊ヲ讒毀セル演説ナラハ何ソ現場ニテ中止散解ヲ命セサル又自分演題ニ何ヲ以テ事物変遷ト云フ可キヤ事物変遷ハ輿論公議ノ変遷（後註）ヲ証シテ国会開設ヲ促スニ外ナラス

故ニ明治十四年十月二十七日別冊丙号ノ如ク演説精神ヲ書載シテ検事高津雄介殿ヘ上呈セシニ演説精神ノ有ル所ハ擱キ（筋書ニ無キ故カ）第一条中賊徒ノ一語ヘノミ着目シ牽強附会シテ警官ノ言ノミ信用致サシタルハ偏頗モ甚シト云フ可シ如何トナラハ前ニ
至尊ヲ讒毀シ終ニ国会設立ヲ希望スル演説ナラハ前後矛盾ノ演説タルモノ也

筋書ニ有之モノハ演場ニ述ヘサルモノヲ引証シ（老子ノ成語ヲ指ス）筋書ニ記載シ無キモノハ演場ニ述ヘタルモノモ精究セサレハ譬ヘハ該場ノ演説ヲ為サヽルモ筋書サヘ警官ノ手ニ入レハ讒毀セシモノト為ス歟畢竟演説ト新聞紙上ノ説トハ性質ノ異ナルモノニシテ何等ノ事ヲ記載シアリトモ演説ニ述ヘサレハ決シテ律ニ問フヘキモノニ非スト信ス

然ルニ静岡裁判所ニ於テハ老子ノ一語ヲ以テ処断致サレタルハ不法ノ処断ト言ハサルヲ得ス自分ニ於テモ今明治十四年ハ四十七年ニ垂ントシ加之七十七歳ノ老母モ生存シ長男ニ未タ家産モ譲与セス又聊カ所有ノ財産モ有之一箇ノ書生躰ニ非ス況ンヤ是迄免許代言ヲ営業罷在若シ犯罪ノ廉アラハ代言ヲ褫奪致サルヽハ無論ニ付何ヲ謀ツテ一場ノ演説ニ此ノ産業ヲ抛チ且ツ社会ノ汚辱ヲ招ク如キ踈暴ノ言ヲ吐ンヤ

且ツ自分儀幼年ヨリ聊カ漢籍ニ志ス所アツテ春秋経ヲ治メ大義名分ノ何物タルヲ知ル然ルニ妄誕無稽　乗輿ヲ汚辱シ奉ル如キ宣告ヲ受ケ他ノ窃盗雑犯等ノ破廉耻罪トハ異ナリト雖モ自分ニ取リテハ凡ソ何等ノ処刑ト雖モ是ヨリ破廉耻ノ罪ナカラント信ス普天率土青天白日ノ下ニ生息スルモノ若シ如是ノ所為アラハ脳髄ヲ具足セシ人類ニ非ルナリ人類ニ非トセハ仮令三ケ年ノ後満期ニ至ルモ何ヲ以テ社会公衆ニ見ンヤ又今回ノ汚名ヲ蒙ラハ死シテ祖先ニ地

下ニ見ンヤ思フテ玆ニ至リ皇天后土一身ノ置キ所無之戦々栗々慟哭ノ外他ナシ

畢竟今回寃枉ノ源因ハ他ニ存スル所アレモ今更鄙怯ニ渉ルヲ以テ明言不仕候

右条々ニ陳述スル如ク静岡裁判所高津検事殿ハ寃枉ノ寃枉タルヲ究意セスシテ原告シ静岡裁判所ニ於テハ独リ原告者ノ陳弁ヲノミ偏信セラレ別冊ノ如ク処断致サレタルハ至当ノ処断トハ不被信候間　神祇ニ誓ヒ奉上告候仰キ願クハ

閣下至公至明之　御賢慮ヲ以テ英神ヲ留メサセラレ至当ノ御処断奉蒙度此段奉願候也

政談演説ノ処断不服ノ上告増補明細書

右上告人前島豊太郎申上候、自分義昨明治十四年十月八日、静岡寺町小川座ニ於テ、政談演説致シ候末、静岡県元四等警部兼検事補当時同県警部長香取新之助殿、外二名ヨリ、被及公訴、遂ニ明治十四年十二月二十三日、静岡裁判所ニ於テ、禁獄三年罰金九百円ノ御処刑ヲ蒙リ、不服ニ付、明治十四年十二月二十四日ヲ以テ、不服御届仕、明治十四年十二月二十六日、上告明細書ヲ上呈シ、謹慎罷在候内、親戚ノ保釈ヲ以テ、明治十四年十二月二十八日、自宅ヘ御預ケ相成、爾来御沙汰相俟、日夜神祇ニ誓ヒ、寃枉ノ為メ、讒謗律御頒布以来、無例ノ極点ニ処セラレ候段、再三反覆寝食ヲ安ンセス、熟考仕候処、明治十四年十二月二十三日、静岡裁判所ニテ被申渡タル処断ハ、尤モ不法ナル者ニシテ、到底服従スル能ハサル理由ヲ確知シ、明治十四年十二月二十六日ニ上呈セシ上告明細書モ未タ其詳細ヲ尽サヽルヲ以テ、今般更ニ増補シ、左ニ上陳仕候、

第五条　処断不服ノ要領増補

自分カ演説セシ顛末ハ業ニ既ニ明治十四年十二月二十六日ノ上告状ニ明記スル如ク、決シテ

至尊ヲ讒毀セシモノニ非ス、今仮ニ公訴者香取警部長外二名ノ申立ル如ク、徹頭徹尾

天子ヲ讒毀セシモノナラハ、何故ニ之ヲ演説場ニ於テ中止シ、尚傍聴人ヲ解散セシメサルヤ、謹テ明治十三年四月五日、太政官第十二号布告集会条例ヲ見ルニ、其第六条ニ曰ク（派出ノ警察官ハ、認可ノ証ヲ開示セサルトキ、講談論議ノ届書ニ掲ケサル事項ニ亘ルトキ、又ハ人ヲ罪ニ教唆誘導スルノ意ヲ含ミ、又ハ公衆ノ安寧ニ妨害アリト認ムルトキ、及ヒ集会ニ臨ムヲ得サル者ニ、退去ヲ命シテ、之ニ従ハサルトキハ、全会ヲ解散セシムヘシ）ノ明文アリ、若シ自分カ演説法令ヲ犯セシ所為アラハ、無論該演説ヲ中止解散スヘキニ、其演説ヲ団円シ、二三時間ヲ経過セシ後、突然召喚シテ、直ニ獄ニ下スハ、残酷モ甚シキモノニシテ、斯ノ如ク警官カ寃枉ヲ逞フセル、事実ヲ擱キ、其言フト言ハサルト疑似難決ノ讞件ヲ以テ、想像ノ裁判致サレタルハ、不服ノ第壱条ナリ、

又一歩ヲ譲リ、暫ク香取警部長等カ、告発状ニ明記スル如ク、徹頭徹尾

皇祖ヲ讒毀セシモノト看做スモ、決シテ之ヲ讒謗律ニ問フ可キモノニ非ルモノト信シ候、如何トナラハ、明治八年六月廿八日、太

政官第百十号布告、讒謗律ヲ見ルニ、其第一条ニ曰ク（凡ソ事実ノ有無ヲ論セス、人ノ栄誉ヲ害スヘキ行事ヲ摘発公布スル者、之ヲ讒謗トス、人ノ行事ヲ挙ルニ非スシテ、悪名ヲ以テ人ニ加ヘ、公布スル者、之ヲ誹謗トス、著作文書、若クハ画図肖像ヲ用ヒ展観シ、若クハ発売シ、若クハ貼示シテ、人ヲ讒毀若クハ誹謗スル者ハ、下ノ条例ニ従テ罪ヲ科ス）トアリ、因是観之ハ、著作文書、画図肖像ノ外ハ、何等ノ所為ト雖モ、決シテ讒謗律ヲ以テ処断セラルヘキモノニ非ル也、然ルニ明文ニ無之演説ヲ以テ、是ヲ讒謗律ニ当ラル、如キコトアラハ、人民タルモノハ、何ヲ以テ身命財産ヲ保護スルヲ得ンヤ、是又不服ノ第二条ナリ、

又一歩ヲ譲リ、暫ク之ヲ讒謗律ニ当ルモノト仮定スルモ、其二条ニ曰ク（第一条ノ所為ヲ以テ

乗輿ヲ犯スニ渉ル者ハ、禁獄三月以上三年以下、罰金五十円以上千円以下）トアリ、謹テ

乗輿ノ明文ヲ案スルニ、

乗輿ハ掛巻モ

今上皇帝陛下ヲ指ス語ニシテ、決シテ

皇祖或ハ

御歴代ヲ指スニ非ルモノト知ル、其証ハ唐律名例律十悪ノ部ノ註ニ、乗輿服御物ノ文アリ、長孫無忌等カ疏義ニ曰ク（乗輿巡幸不敢指斥尊号故託乗輿以言之）トアリ、因是観之ハ、乗輿トハ崩後ノ天子ヲ指スニ非レハ、即チ讒謗律中ニ明記スル

乗輿ハ即チ

今上皇帝陛下ヲ指スモノナリト知ル、然ルニ自分カ演説、若シ警官カ告訴スル如ク、

神武天皇ヲ讒毀セシモノトスルモ、讒謗律第二条

乗輿讒毀ノ明文ニ比擬スヘキモノニ非ルモノト信シ候、況ンヤ同律第二条ニ、第一条ノ所為ノ明文アリテ、一条ノ所為トハ即チ著作文書画図肖像ヲ云フモノニシテ、演説ヲ云フニ非ルヲヤ、又況ンヤ皇祖ヲ讒毀セサルニ於テヲヤ、是レ又不服ノ第三条ナリ、

右陳述スル如ク、抑モ今回ノ公訴ハ、警官カ私怨私欲ヨリ醸生セシモノニシテ、決シテ自分ノ演説カ法令ニ抵触セシモノニ非ルハ、既ニ臨場ニ於テ中止解散ヲ命セサルヲ一証トシ、又口供ニ拇印モセサル内、獄ニ下シ、又警官カ自カラ自言ヲ証センカ為ニ、虎岩武ノ如キ青年ノ証拠人ヲ拵シ等、旁以テ不条理千万ナルモ、如何ノ点ヨリ、高津検事殿初メ、静岡軽罪裁判所長松岡判事殿ニ至ル迄、雷同相和シ、不文ノ律ヲ牽強シテ、日本国民タルモノ言ニ忍ヒサル

乗輿讒毀ノ明文ヲ著シ、是カ処断ヲ致サレタルヤ、実ニ慨歎ノ至リニ付、何卒事実御精査ノ上、至当ノ御処断奉仰候、此段更ニ奉上候也（ママ）

弁明

現行犯罪ニ付其場ニ臨ミシ相当官吏カ職権ヲ以テ取調ヘシ証告書ハ被告人ニ於テ反対セシ確証ヲ呈供スルヲ除クノ外ハ相当官吏ノ証告書ハ之ヲ棄却スルコト能ハサル者トス本案ノ被告人即チ上告人カ上告ノ主点ヲ約言スレハ静岡県警部香取新之助外二名ノ証告

書ハ冤枉ノ甚シキ者ナルニ其冤枉タルヲ究メスシテ処断セシハ不当ナリト論弁シ而シテ其論弁ノ言ヲ観ルニ「果シテ警官カ申立ル如ク乗輿ヲ讒毀セシモノナレハ何ソ集会条例ニ照シテ解散セサルヤ今回ノ冤枉ノ源因ハ他ニ存スル所アレトモ今更鄙怯ニ渉ルヲ以テ明言不仕」トアリテ相当官吏ノ証告書ニ対セシ反対ノ確証ヲ呈供セサル者トス又上告人ニ於テハ演説ハ讒毀誹謗ニ非ス皇祖ハ乗輿ノ外ナリト論弁スレトモ共ニ法律ノ見解ヲ誤ルモノトス故ニ原裁判所カ讒謗律ニ比擬シ処断セシハ不法ノ裁判ト為スコトヲ得ス

判決

右ノ理由ナルヲ以テ明治十四年十二月二十三日静岡裁判所ニ於テ前島豊太郎ニ言渡シタル裁判ハ破毀スヘキ理由ナキニ因リ上告状却下スル者也

明治十五年三月十七日

判事　岡内　重俊
判事　関　義臣
判事　大塚　正男

後註　この傍線の部分は、判決謄本には洩れているので、明治十五年四月一日・函右日報所載の判決文により補つた。判決謄本では、その個所に△印が附されている。判決原本には、おそらく傍線の部分を書いた付箋かつけられており、謄本ではそれがぬけたものと思われる。△印は付箋が付けられた印であろう。なお、本稿八十六頁の註21・参照。